

国際交流委員会規程

昭和 60 年 5 月 15 日制定

(総 則)

第 1 条 本規程は、耐火物技術協会定款施行細則第 21 条に基づく国際交流委員会について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 本委員会は、耐火物及び耐火物に関する国際交流に関する会務を担当することを目的とする。

(業務)

第 3 条 本委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

1. 海外関連学協会との連絡及び協力に関する事項
2. 技術交流及び技術情報の収集・交換に関する事項
3. 国際会議に関する事項
4. その他に関する事項

(構成)

第 4 条 本委員会は、国際交流担当理事が委員長となり、委員長が推薦した副委員長及び若干名の委員をもって構成する。

2. 副委員長及び委員は会長が委嘱する。

(任期)

第 5 条 正・副委員長の任期は、2 年とし重任を妨げない。なお委員の任期は、原則として 3 期をもつて限度とする。

(運営経費)

第 6 条 本委員会の運営に必要な経費は、本会会計から支出する。

(その他)

第 7 条 本規程の施行に必要な事項は、別途定めるものとする。

(規程の改廃)

第 8 条 本規程の改廃は、常任理事会の決議によるものとする。

附則

この規定は、昭和 60 年 5 月 15 日から実施する。(昭和 60 年 5 月 15 日理事会決議)